

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

9

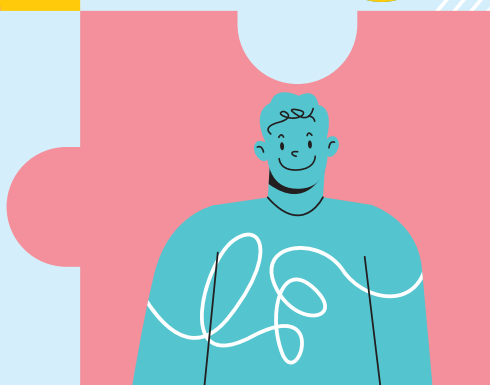
No.279 | Sep. 2024

オフィスレポ—

富岡
事務所

特集

辻・本郷の 人材に関する 取り組み



〈社長の履歴書〉

医療法人社団幸星会 日本橋白内障クリニック 赤星隆幸氏

〈労務のみらい〉育児に関する給付金の改正

〈生産性向上術〉休暇・申請管理



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

辻・本郷の 人材に関する 取り組み

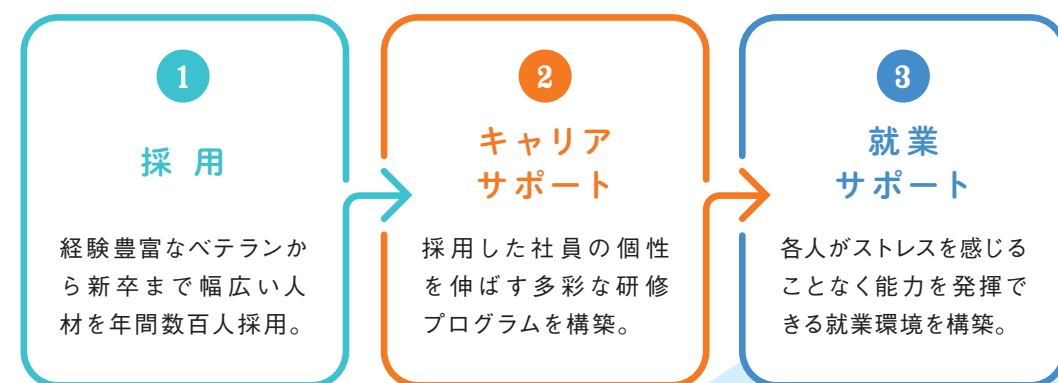


企業が成長して行くためには、
人材の採用および育成は重要な課題です。

辻・本郷 税理士法人では、
社員一人ひとりが満足感をもって働けるように
さまざまな制度を開発し、運用しています。
私たちの取り組みが、
貴社の人材活用に少しでもお役に立てば幸いです。

辻・本郷 税理士法人の一貫した人材サポート体制

辻・本郷 税理士法人の人事本部には、採用を担当する「採用グループ」、研修を担当する「キャリアサポートグループ」、そして就業サポートや制度設計を担当する「労務グループ」があります。3つのグループが連携をとり、採用から労務まで一貫した流れで人材の採用・育成をサポートしています。



1 | 採用

採用グループ

現在、2,000名以上の社員が在籍しています。
その大規模なネットワークを活かして、
辻・本郷ならではの採用活動を行っています。



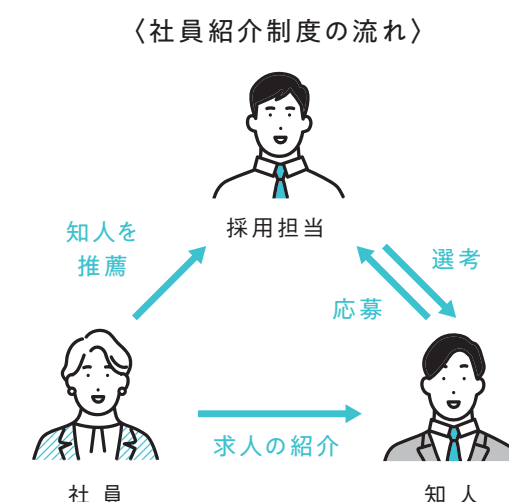
辻・本郷 税理士法人
人事本部
原 誠時

当法人ではキャリア採用が中心となっております。
さまざまな施策を運用していますが、特に社員紹介
制度には力を入れております。また若手育成の観点

から、2017年からは新卒採用にも力を入れており、
2024年には50名以上が入社しています。

⑤ 社員紹介制度（中途採用）

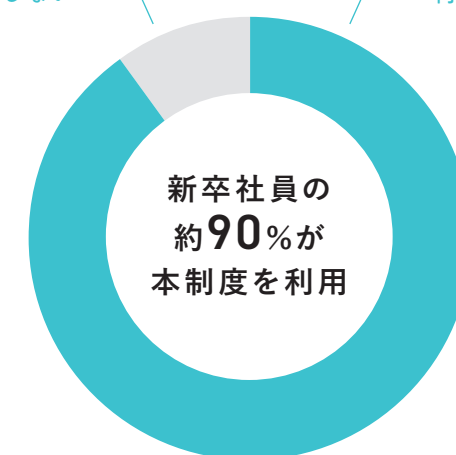
在職社員から知人を紹介してもらう社員紹介制度を導入しています。知人の紹介ということもあり、働く環境のイメージがしやすく、紹介された方も安心して働くことができます。正社員の20%以上が本制度により入社しています。



⑥ 育成社員制度（新卒採用）

新卒と第二新卒を対象とした、税理士試験の早期合格をサポートする制度です。平日の学習時間確保のために残業は一切ないなど、資格取得を全面的に支援する労働条件となります。現在、新卒社員の90%以上がこの制度を利用し、実務経験を積みながら資格取得を目指しています。

利用しない 利用した



2 | キャリアサポート

社員が満足感を持って業務にあたれるよう
さまざまな制度を積極的に導入しています。

キャリアサポート
グループ



辻・本郷 税理士法人
人事部
佐藤 龍一

入社後も社員を手厚くサポートしています。特に税理士法人の場合、社員の知識・ノウハウがサービスの源となるため、キャリアに応じたさまざまなコ

ンテンツを展開し、スキルアップを図っています。また、ほとんどの研修は社員が講師を行っています。

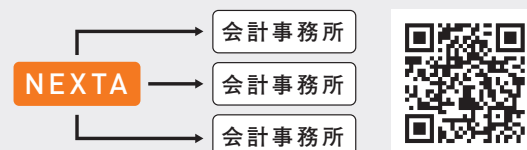
① 実トレ®集中研修

辻・本郷 ITコンサルティング株式会社が開発した、学習支援サービス「NEXTA」で社員教育を行っており、そのサービスの一つが実トレ®集中研修です。「3カ月で即戦力になること」を目標とした集

中研修で、多彩なコンテンツをラインナップしています。また、ミニテスト形式の実トレ®試験も行っています。

NEXTA

辻・本郷がお届けする会計事務所向けのサービス。



【実トレ】

ビジネスマナー研修をはじめとするさまざまな研修は、社会人になりたてで何も分かっていない私にとってとてもありがたかったです。また、NEXTAの動画で試算表作成方法などの実務を勉強できるのもためになりました。(Kさん)



② 自主研修

業務時間外に社員が自主的に行っている研修。日々の業務の中で必要と感じられる事柄やAIやRPAといった最新情報を社員同士で共有し共に学び合う時間です。

【自主研修】

社会人の一員として当たり前のことを実施する。社内資源を有効活用する。デジタル化を積極的に取り入れる。レスポンスは早めにする。あいさつは明るい態度で元気に。研修で学んだことを実践していきたいと思います。(Sさん)



③ 受験者応援セミナー

税理士試験合格をサポートすることを目的としたセミナー。辻・本郷で働きながら税理士資格を取得した社員が講師となり勉強と仕事の両立方法を伝授したり、専門学校の講師をお招きして近年の試験の状況などを解説していただいたりしています。

【受験者応援セミナー】

自分の現状における税理士試験への向き合い方について、真剣さが足りていないと痛感する機会でありました。今後の過ごし方について試験終了後に改めて反省し、今後に活かせるよう行動に移したいと思います。(Yさん)



3 | 就業サポート

社員が長く快適に勤務できるよう
労務環境を整えています！

労務グループ



辻・本郷 税理士法人
人事部
元藤 葉子

労務管理にとどまらず、個々の社員の多様性を尊重した働きやすさをサポートするさまざまな制度を開発し運用しています。また、税理士業務は

繁忙・閑散の差が大きいいため、その特性に合わせた制度も採用しています。

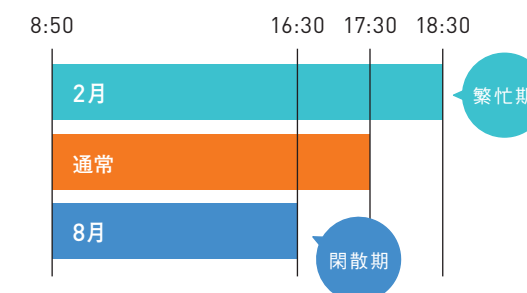
① フォローアップ面談

新入社員が入社4カ月目あたりの少し慣れた頃実施する個別面談です。仕事や人間関係に悩みがないかをヒアリングし、課題があれば解決するための道筋を検討しサポートします。また、フォローアップ面談をきっかけにその後も継続的なフォローを行っております。



② 1年変形労働

繁忙期と閑散期が分かれているため、1年単位の変形労働時間制を導入しています。確定申告が集中する2月の終業時刻を通常期より1時間遅い18時30分とし、業務量が少ない8月の終業時刻を16時30分としています。



③ 時差出勤制度

始業の定時は8時50分となっていますが、1日単位で始業時刻を定時の2時間前から2時間後までに調整することができる時差出勤制度を導入しています。



④ FA制度

興味のある他分野への異動を自己申告できる制度。辻・本郷でしか経験できない業務へのチャレンジなど、社員の自発的なキャリア形成を後押ししています。

⑤ 公募制度

新規事業のスタートにあたりメンバーを公募する制度。新しい分野に挑むチャレンジ精神を社員の成長と組織の発展につなげていきます。

辻・本郷の人事制度への取り組みを参考に
貴社にあった最適な
人材の採用・育成方法を！





社長の履歴書

54

President's
Resume

1人でも多くの患者さんに
よりよい治療を提供する

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、

医療法人社団幸星会 日本橋白内障クリニックの

理事長・名誉院長の赤星隆幸さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

医療法人社団幸星会
日本橋白内障クリニック
理事長・名誉院長

赤星隆幸氏

14万件以上の 白内障治療の実績

東京都中央区日本橋に居を構える医療法人社団幸星会「日本橋白内障クリニック」。理事長・名誉院長は赤星隆幸さんです。赤星さんは1982年に自治医科大学を卒業後、東京大学医学部附属病院などを経て三井記念病院眼科部長を勤めた後、2013年に当院を開業しました。白内障治療のバイオニアであり、日本を代表する白内障手術の権威として世界的にも有名です。これまでに14万件以上の白内障の治療を行い、海外の大学の客員教授として世界68カ国で講演や公開手術を行ってきました。その精力的な活動の原動力となっているのは「1人でも多くの患者さんによりよい治療を提供したい」という強い思いです。

「よりよく見えるようになること」を優先

現在でも年間約10,000件もの白内障手術を行っています。その驚異的な数字を可能にしているのが、1992年に赤星さんが自ら開発した手術法「フェイコ・プレチョップ法」です。1.8mmという世界最小の創口から白内障を取

り除き、直径6mmの眼内レンズを移植することを可能にした画期的な手術法です。それまでは手術に30分以上かかり1週間の入院が必要でしたが、この方法なら手術時間は3～5分。麻酔は点眼のみで、出血も縫合もなく、日帰りで帰宅が可能。赤星さんはこの治療方法を少しでも広く普及したいと考え、独自開発した医療器具の特許申請せずに、世界中の眼科医に提供しています。

赤星さんは乱視を軽減する高品質な眼内レンズ「トーリックレンズ」の使用にもこだわります。トーリックレンズの費用は白内障の診療報酬額を超えるため、保険診療では採算が合いません。それでも「よりよく見えるようになること」を優先し、適応となるすべての患者さんに保険診療にてトーリックレンズを使った手術を行っています。

世界の要人の 白内障手術を手掛ける

これまでに歴代の総理大臣や現職大臣、さらにマレーシアのマハティール元首相をはじめ、サウジアラビアの皇太子など世界の要人の白内障手術を手掛けてきました。2017年には、白内障手術に最も貢献した眼科医に授与される「ケルマン賞」を日本人で初めて受賞しました。「患者さんにとっては一生に一度の手術です。決してミスは許されません。今後も自己研鑽に励み、さらなる技術革新を追求し、最高の白内障治療を提供できるよう努めてまいります」と語る赤星さん。未来を見据えるそのまなざしに、一点の曇りもありません。

BIOGRAPHY

- ・1982年
自治医科大学卒業
- ・1986年
東京大学医学部附属病院眼科医員
- ・1989年
東京女子医科大学糖尿病センター眼科助手
- ・1992年
三井記念病院眼科部長
- ・2013年
日本橋白内障クリニック開業
- ・2019年
マレーシア大学眼科客員教授

医療法人社団幸星会 日本橋白内障クリニック

白内障手術を専門におこなっているクリニック。42年間の白内障手術の経験と年間10,000件以上という豊富な手術経験を誇る、白内障の世界的権威である赤星隆幸医師が執刀を行う。最新の医療設備を整備し、ベストな医療を提供できるよう環境を整えている。

- 📍 <https://www.nihonbashi-hakunaisho.com/>
- 📍 東京都中央区日本橋室町2-4-1
浮世小路千足屋ビル(YUITO ANNEX) 3階
- ☎ 0120-916-207



経営者の ミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

役員賞与を全額支給しない場合の 取扱いと手続き



法人ソリューショングループ
長井 宙子

「事前確定届出給与に関する届出書」を税務署に提出した後、予想外に資金繰りが悪化し、支給日前に取締役会の決議により全額支給しないこととした場合の取扱いと手続きについて解説します。

1. 税務上の取扱い

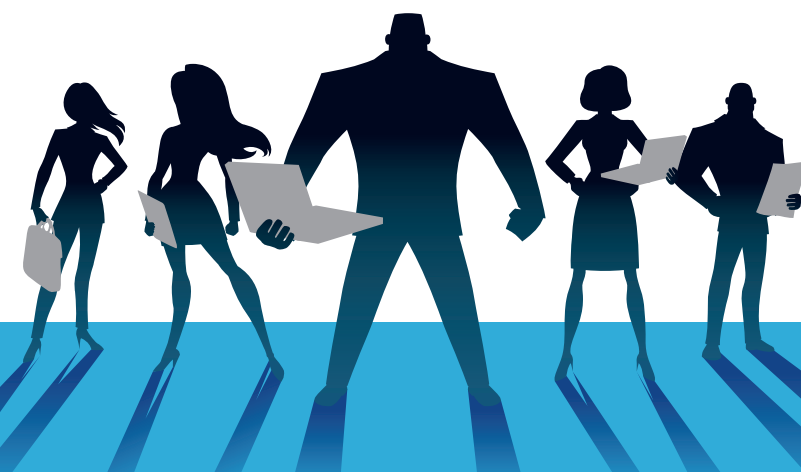
会社における役員報酬は、税務上の規定に基づかなければ損金とすることができません。税務上損金として認められるのは、「定期同額給与」「事前確定届出給与」「業績連動給与」の3種類で、役員の賞与にあたるのが事前確定届出給与です。事前確定届出給与は、支給時期、支給金額を事前に確定させ、所轄税務署長に届出を行い、実際その通りに支給されているものに限りま

す。したがって、届出をした支給金額と実際の支給金額が異なる場合には、事前確定届出給与に該当しないことになり、実際の支給金額が損金不算入となります。今回のように支給日前に取締役会の決議により全額支給することをやめた場合には、実際支給している金額は0円ですので、損金不算入となる金額は0円となります。

2. 必要な手続き

支給日前に全額支給することをやめた場合、取締役会で事前確定届出給与とした金額を支給しないこととする決議をし、支給対象となった役員が受給を辞退するという手続きをすることになります。

今回は事前確定届出給与の支給日前に全額支給しない手続きを行う場合を紹介しました。事前確定届出給与を全額支給しないことがわかったら、早めに手続きを行うようにしましょう。万一手続きを行わないと、債務免除益の発生や源泉徴収が必要になる可能性がある



公益法人

地方公共団体

社会福祉法人

医療機関

もっと身近に パブリック

医療・社会福祉・公益法人・

地方公共団体の“今”



公益法人部
公認会計士

山口 太郎

令和5年私立学校法改正について

令和5年通常国会に提出されていた「私立学校法の一部を改正する法律案」が令和5年4月に参議院本会議にて可決され、令和7年4月1日より施行されます。

今回の改正は、相次ぐ大学法人の不正事件を契機とした「ガバナンス改革」が中心となっておりますので、その核心をなす理事・理事会、監事及び評議員・評議員会についての改正ポイントをご紹介します。

改正の概要

① 役員などの選解任手続きについて

改正前は、役員などの選解任手続きなどについては、寄附行為の定めなどで学校が自分で定めることができました。改正後は、理事の選解任は、理事選任機関が実施し（第30条第1項、第33条第1項）、監事の選解任は、評議員会の決議により行われます（第45条第1項、第48条第1項）。

※なお、理事選任機関は、寄附行為をもって定めます（第29条）。

② 役員などの兼職の制限について

従来、監事は理事・評議員・職員と兼職が禁止されていましたが、それが子会社の役員・職員にまで及ぶようになりました（第31条第3項、第46条第2項）。また、以前は、評議員と理事が兼職することができましたが、改正により、理事と評議員の兼職が禁止となりました（第31条第3項）。

③ 役員などの構成の要件について

役員の近親者などに関する制限も強化されました（第31条第6項・第7項、第46条第3項）。特に、これまで近親者などに関する制限のなかった評議員にも制限が設けられるようになりました（第62条第4項、第62条第5項第3号）。また、職員である評議員数の制限（第62条第5項第1号）や理事・理事会が選任した評議員についての制限（第62条第5項第2号）が追加されました。

参考サイト：【文部科学省】私立学校法の改正について（令和5年改正）
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 社会保険労務士 坂本さやか 〕



育児に関する給付金の改正

前号に続き、2025年4月1日より段階的に施行される育児休業などに係る改正についてご紹介します。

育児休業給付の給付率の引き上げ

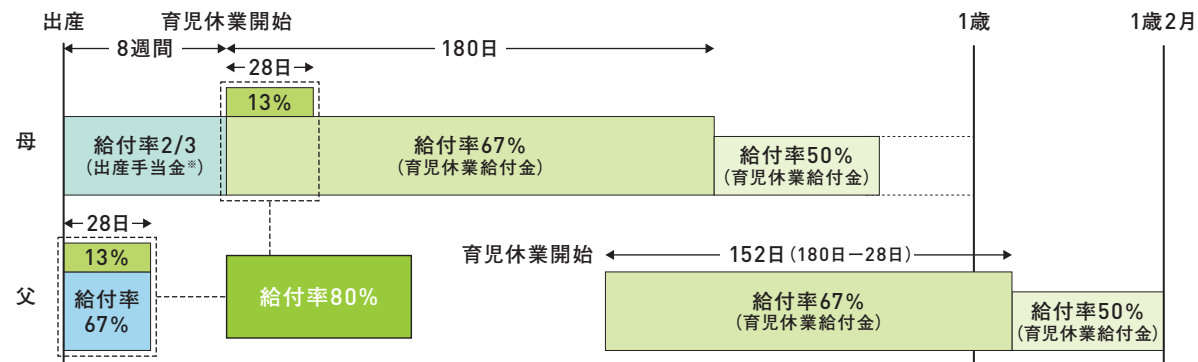
夫婦共働きが増えるなか、2022年10月の育児・介護休業法の改正により出生後8週間以内に最大で4週間の育児休業を2回に分割して利用できる「産後パパ育休」が始まりましたが、2025年4月1からは男性の育児休業取得のさらなる促進にむけ、育児休業給付の給付率が引き上げられます。

現在の育児休業給付は、育児休業開始から通算

180日までは賃金の67%、180日経過後は50%が支給されます。今回の改正では、子の出生直後の一定期間以内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に被保険者とその配偶者の両方が14日以上の育児休業を取得する場合、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて給付率80%へと引き上げることが予定されています。

ただし、配偶者が専業主婦(夫)の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得がなくても給付率を引き上げることとされています。

＜育児休業給付の給付イメージ＞

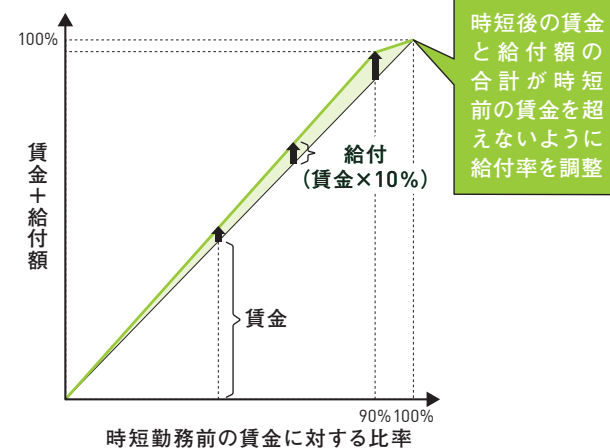


育児時短就業給付の創設

育児・介護休業法では、3歳に満たない子を養育する労働者が希望をすれば短時間勤務制度(原則、1日の所定労働時間を6時間とする)を利用できることとされていますが、短時間勤務制度を選択した場合、時間が短くなった分賃金は低下してしまうのが現状です。そこで、「共働き・子育て」の推進、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援という観点から新たな給付として、2025年4月1日から「育児時短就業給付」が創設されます。

「育児時短就業給付」では、被保険者が2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合、時短勤務中に支払われた賃金額の10%が給付される予定です。

＜育児時短就業給付の給付イメージ＞



あれこれ
ちよつと
気になる
相続の

木村信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長

内縁関係の財産分与は非課税だけど…

1 27年間の重み

中小企業のオーナーで資産家の男性(乙とする)がいました。乙には妻Aと子供がいましたが、懇意にしている女性甲と乙所有のマンションで同居生活をしていました。

27年間一緒にいて、何かがきっかけで別れることになりました。

甲は、内縁関係にあったということで、乙に対して財産分与の家事調停の申し立てをしました。

2 内縁関係の証明

甲は「27年も一緒にいて夫婦同様の生活を送っていたので内縁関係にあった。だから共有財産の清算による財産分与額を払ってほしい」と主張しました。

しかし、乙は内縁関係にあったこと自体を争い、愛人関係あるいは同居関係であると反論しました。そして、甲が保有する乙の会社の株式の買い取りの問題などを早期に解決するために、調停調書に基づき甲に約4億円を支払いました。

実は乙は甲と同居していた間も、配偶者Aの生活費を負担しており、Aと共に旅行をするなど、Aと密な関係を継続していました。内縁関係は、「長年婚姻の意思をもって同居している。周囲も夫婦と認識している。結婚式をあげた。二人の間に子供がいるなど」の具体的な事情で証明することになります。

3 甲の税金関係は

税務署は、甲が受領した約4億円に対して一時所得の課税処分をしました。しかし甲はこの課税に納得がいけないので国税不服審判所で争うことにしました。

この金額は内縁関係による財産分与なので、甲は非課税であると主張しましたが、審判所は調停調書に基づく事実関係を詳しく確認して次のように判断しました。

「乙はたまに本宅に帰るなど、Aとの密な関係を継続していたので、乙とAは離婚状態にあって復活の見込みがないとは言えないから、甲と乙は内縁関係にあったとは言えない。また請求金額も乙との同居期間中に形成された財産額を基礎としていない。これは紛争解決金として甲が利得したもので、財産分与とは言えないから一時所得である」

内縁関係の財産分与は非課税となりますが、そのためには内縁関係が証明できて、その算定金額が合理的であることが前提になります。内縁関係が証明できないとその受領する金額は一時所得として課税されます。でも一時所得として課税されても4億円に対して約3億円が手取りとなるので、贈与と比べて有利だなと感じるのは私だけでしょうか。



辻・本郷 税理士法人

オフィスレポート

Vol. 54

富岡事務所

全国で活躍している辻・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第54回目となる今回は、富岡事務所からのレポートです。



1988年に先代である義父が設立した有限会社田中会計を2011年に承継して今年で37年目を迎えました。縁あって辻・本郷 税理士法人と経営統合することになり、富岡事務所として仲間入りしました。高崎駅から（日本一高い運賃の私鉄として有名な）上信電鉄に乗り西富岡駅で下車して徒歩8分です。珍駅名の南蛇井駅があり、終点は下仁田駅です。普段は自動車で移動しております。この辺は自動車がな

と身動きが取れません。
社員は男性4名、女性4名の計8名です。朝礼は全社員の輪番制で司会と1分間スピーチをして元気

に1日をスタートします。『挨拶は仕事に優先する』をモットーにいつでもどこでも元気な挨拶を心がけていて、挨拶・礼儀・親孝行ができ、人に尽くし、感謝できる立派な人物になろうと日々努力しております。

また、お客さまに喜んでいただけるよう地域に密着したサービスに努めており良好な信頼関係が築けております。今回の経営統合をチャンスととらえ、辻・本郷 税理士法人の豊富なノウハウをお客さまの成長・発展に活かせるよう社員一同さらに前進してまいります。



富岡事務所 所長

田中 和彦

結婚と同時に妻の父の会計事務所に入所。1995年に税理士登録。2024年4月に経営統合により辻・本郷 税理士法人の仲間入りをしました。埼玉県出身です。よろしくお願いします。

あなたの考える富岡の魅力とは？

それまでの富岡市は何も特徴のない街でした。ところが富岡製糸場が世界遺産に登録されたことにより、人口5万人に満たない小さな地方都市が一躍有名になりました。今からちょうど10年前の出来事です。侍の時代から明治維新へ日本の近代化が叫ばれた時に大いに貢献した工場です。1872年の開業当時の繰糸所、東・西置繭所の3棟が現存しています。赤煉瓦の壮麗な建物です。国宝でもあります。お近くにお寄りの節はぜひお立ち寄りください。

➡ 富岡事務所

〒370-2343

群馬県富岡市七日市408-1

TEL.0274-62-1800 FAX.0274-64-0090



STAFF RECOMMEND



世界遺産。国宝の文字がまぶしい富岡製糸場正門の看板・達磨のポストが懐かしい。



世界遺産かつ国宝の富岡製糸場、東置繭所。赤煉瓦が見事!!



日本三大奇景の一つ妙義山。標高は低いが急峻!!いくつものピークからなる。



妙義神社、創建は537年。主祭神は日本武尊。江戸の乾に鎮めとして歴代徳川家に信仰された。



貫前神社。1500年の歴史を持つ上州一ノ宮。総門から社殿まで石段を下る下り宮として全国的に珍しい。



メディアに何度も取り上げられた富岡名物。南蛮屋の七味唐辛子は香り抜群!



#44

生産性向上術

休暇・申請管理



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、
辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

今回は、さまざまな打刻機器をご紹介しました。タイムカードをデジタル化して
申請業務も一緒に簡単にしてしまいましょう！



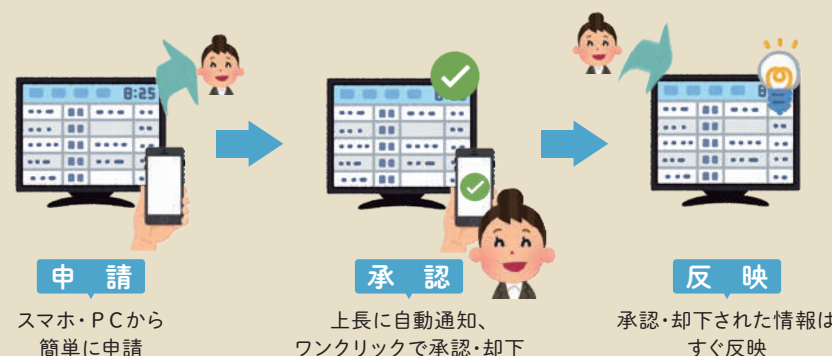
えびちゃん

そうね、例えば遅刻・早退届や有休届もデジタル化したいわ。勤怠締め日になると
届出書の整理に時間がかかって大変なのよ。



えびちゃん

そうですね。書面の場合は、申請・提出や上司の承認に時間がかかりますが、
デジタルに切り替えれば外出先でも申請・承認ができますし、申請がどこで
止まっているのかも一目瞭然です。



相談者

社員もわざわざ申請するためにオフィスに戻らなくても済むわ。手間なく
勤務実績と照合しながら承認できるし、転記などの二度手間もなくなるわ。



えびちゃん

例えば下記のような届出書がデジタル化できます。

デジタル化申請一覧

- ◎打刻申請 ◎休暇申請 ◎残業申請 ◎直行、直帰申請
- ◎出張申請 ◎休日出勤申請 ◎代休申請 ◎振休申請 ◎外出申請
- ◎遅延申請 ◎遅刻/早退申請 ◎欠勤申請

勤怠の集計は時間との闘いです。システムに任せて回収時間・待ち時間を短縮
させましょう！詳しくは、顧問担当または、私までご連絡ください！

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
コンサルティング事業部 海老原（えびちゃん）まで ✉itc-info@ht-itc.jp

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ：メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)

企業シナジー向上のためのM&A戦略

【開催日時】2024年9月3日（火）17:00～18:00（講演時間 約60分）

◎講師：辻・本郷 税理士法人 事業承継コンサルティングセンター シニアマネージャー 鹿子嶋 秀哉
辻・本郷 FAS株式会社 代表取締役 山田 翔吾

オンライン

参加費無料

※Zoomを利用した
オンライン配信

【安積塾】辻・本郷 税理士法人の税務相談事例集 2024年版

【視聴可能期間】2024年9月5日（木）11:30～9月11日（水）17:00（講演時間 約80分）

◎講師：辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

WEB

参加費：¥5,000

【相続セミナー】国際税務特集 外国税額控除の実務

【視聴可能期間】2024年9月10日（火）11:30～9月17日（火）17:00（講演時間 約30分）

◎講師：辻・本郷 税理士法人 横浜スカイビル事務所相続センター チーフコンサルタント 馬場 寛生
辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 税理士 平尾 嘉三

WEB

参加費：¥3,000

経理業務の負担を減らす！現状と課題から導くDX活用による業務改善方法

【開催日時】2024年9月12日（木）14:00～15:00（講演時間 約60分）

◎講師：辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役 菊池 典明
フリー株式会社 パートナー事業本部 佐藤 日菜子 様

オンライン

参加費無料

※Zoomを利用した
オンライン配信

キャッシュフロー管理のリスクを減らす！入金消込システムの活用

【開催日時】2024年9月18日（水）16:00～17:00（講演時間 約60分）

◎講師：株式会社アール・アンド・エー・シー 執行役員 パートナー推進本部 本部長 鴨下 徹
辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役 鬼澤 英

オンライン

参加費無料

※Zoomを利用した
オンライン配信

【専門講座】M&A後の組織再編の留意点

【視聴可能期間】2024年9月19日（木）11:30～9月25日（水）17:00（講演時間 約60分）

◎講師：株式会社ファイナンシャルストラテジー 代表取締役 公認会計士 税理士 森 将也 先生

WEB

参加費：¥5,000

事業承継を検討する企業オーナーが相談すべきM&A支援機関の選び方

【視聴可能期間】2024年9月24日（火）11:30～9月30日（月）17:00（講演時間 約30分）

◎講師：SBI 辻・本郷M&A株式会社 事業承継第一部 部長 川口 俊

WEB

参加費無料

【リクエスト配信】経営者が知っておきたい「がん」のすべて

【視聴可能期間】2024年9月26日（木）11:30～10月2日（水）17:00（講演時間 約45分）

◎講師：東京大学医学部付属病院 放射線科 特任教授 厚生労働省「がん対策推進企業アクション」議長 中川 恵一 先生
株式会社アルファステップ 保険部執行役員 濱元 太一

WEB

参加費無料

相続セミナー

会場

参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。

◎各会場時間共通：座談会 14:00～／相談会 15:00～

お申し込み・
お問い合わせは
各事務所まで

【座談会】不明確な遺言と相続税の更正の請求

【札幌】9月25日（水）

◎会場：かでの2・7

◎詳細：札幌事務所 011-272-1031

【新潟】9月18日（水）

◎会場：Work With米山

◎詳細：新潟事務所 025-255-5022

事務所一覧 | 国内90拠点・海外7拠点 (2024年9月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

カンボジア プノンペン
ミャンマー ヤンゴン
タイ バンコク
シンガポール シンガポール
アメリカ ニューヨーク
ロサンゼルス
ハワイ

九州・沖縄地方

福岡県 北九州事務所
福岡事務所
久留米事務所
大分県 大分事務所
熊本県 熊本事務所
宮崎県 宮崎事務所
延岡事務所
日向事務所
鹿児島県 鹿児島事務所
沖縄県 沖縄事務所

中国・四国地方

岡山県 岡山事務所
広島県 広島事務所
山口県 長門事務所
高知県 高知事務所

関西地方

京都府 京都事務所
大阪府 関西事務所
兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

北海道 札幌事務所
青森県 青森事務所
八戸事務所
秋田県 秋田事務所
岩手県 盛岡事務所
遠野事務所
一関事務所
宮城県 仙台事務所
福島県 福島事務所
郡山事務所
いわき事務所

中部地方

新潟県 新潟事務所
長岡事務所
上越事務所
富山県 富山事務所
福井県 坂井事務所
山梨県 甲府事務所
大月事務所
長野県 長野事務所
松本事務所
岐阜県 岐阜事務所
静岡県 静岡事務所
伊東事務所
愛知県 豊橋事務所
名古屋事務所
三重県 四日市事務所

関東地方

栃木県 宇都宮事務所
宇都宮中央事務所
宇都宮西事務所
茨城県 水戸事務所
潮来事務所
群馬県 高崎事務所
富岡事務所
埼玉県 熊谷事務所
大宮事務所
越谷事務所
越谷花田事務所
川口事務所
所沢事務所
千葉県 柏事務所
千葉事務所
船橋事務所

東京都 亀戸事務所
北千住事務所
秋葉原事務所
東京ミッドタウン八重洲事務所
銀座事務所
蒲田事務所
蒲田駅東事務所
池袋事務所
新宿ミライナタワー事務所
西新宿事務所
新宿センタービル事務所
新宿御苑事務所
新宿HR事務所
代々木事務所
渋谷事務所
練馬事務所

吉祥寺事務所
立川事務所
府中事務所
瑞穂事務所
町田事務所
神奈川県 横浜事務所
横浜スカイビル事務所
横浜関内事務所
センター南事務所
青葉台事務所
横浜井土ヶ谷事務所
大和事務所
厚木事務所
湘南事務所
小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

